

発行所

株式会社 FFPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

自己株取得制度の活用

Q：私は非上場会社のオーナーです。商法改正による「自己株の取得」は相続対策に有効と聞きましたが、どういうことでしょうか。

A：株式会社が、自社の株式を取得・保有する場合のその株式のことを「自己株」と呼びます。

商法では、原則として自己株の取得・保有を禁止していましたが、平成6年改正商法により、一定の条件の下で自己株取得制度が設けられました。

その中に、定款により株式譲渡制限規定を設けている会社で、株式を相続した者からこれを買上げる場合が含まれています。

つまり、「相続株式の取得」が可能となったわけですが、相続対策として次のような利用法があります。

①納税資金作り……相続財産の大半が非上場株式である場合、相続税の納付が困難となります。そこで会社に株式を買取らせれば納税資金の捻出ができます。

②株式分散の防止……取引先や従業員など一族以外に株主がいる場合、それらの株主の死亡により株式が分散してしまうので、相続人から株式を買上げることで分散の解決が可能となります。

さて、いくら買入れが可能になったといっても、問題は会社の買入能力です。商法上、配当可能利益の範囲内でしか売買できませんし、資金力も必要です。近い将来に相続が予想されるのなら、事前準備を講じる必要があるでしょう。

